

平成 26 年 11 月 5 日
練馬区地域医療担当部

練馬光が丘病院の建替えについて

公益社団法人地域医療振興協会が運営する練馬光が丘病院については、平成 24 年 4 月に開院して以来、救急医療をはじめ区の地域医療に積極的に貢献しているところであるが、区の中核的病院としての機能をさらに発揮するためには病院の建替えが必要である。ついては、建替えに向けた準備を下記のとおり進める。

記

1 建替えの必要性

(1) 狭隘な施設

病室面積が現行基準に満たないなど施設全体が狭隘であるため、医療機能の向上や療養環境の改善が図れない。

(2) 施設の老朽化

建築後 27 年を経過しており施設の老朽化が著しい。昨年度は給湯管内の錆等の発生、空調機の停止など不具合が相次ぎ発生した。

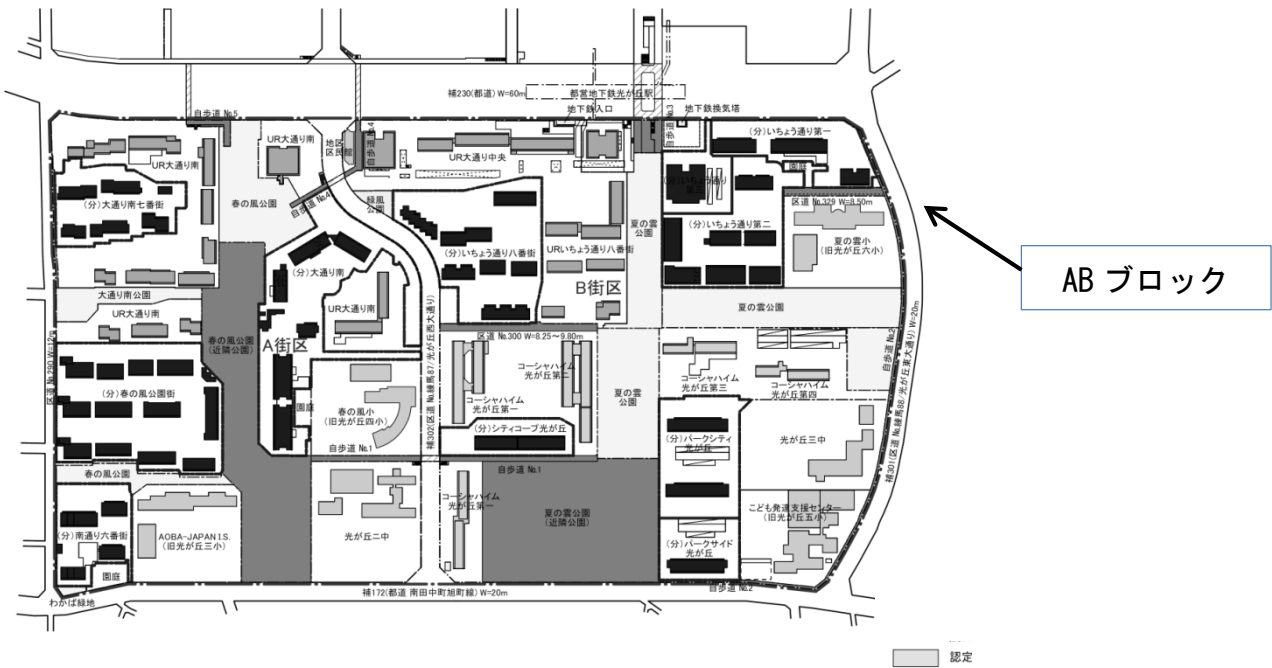
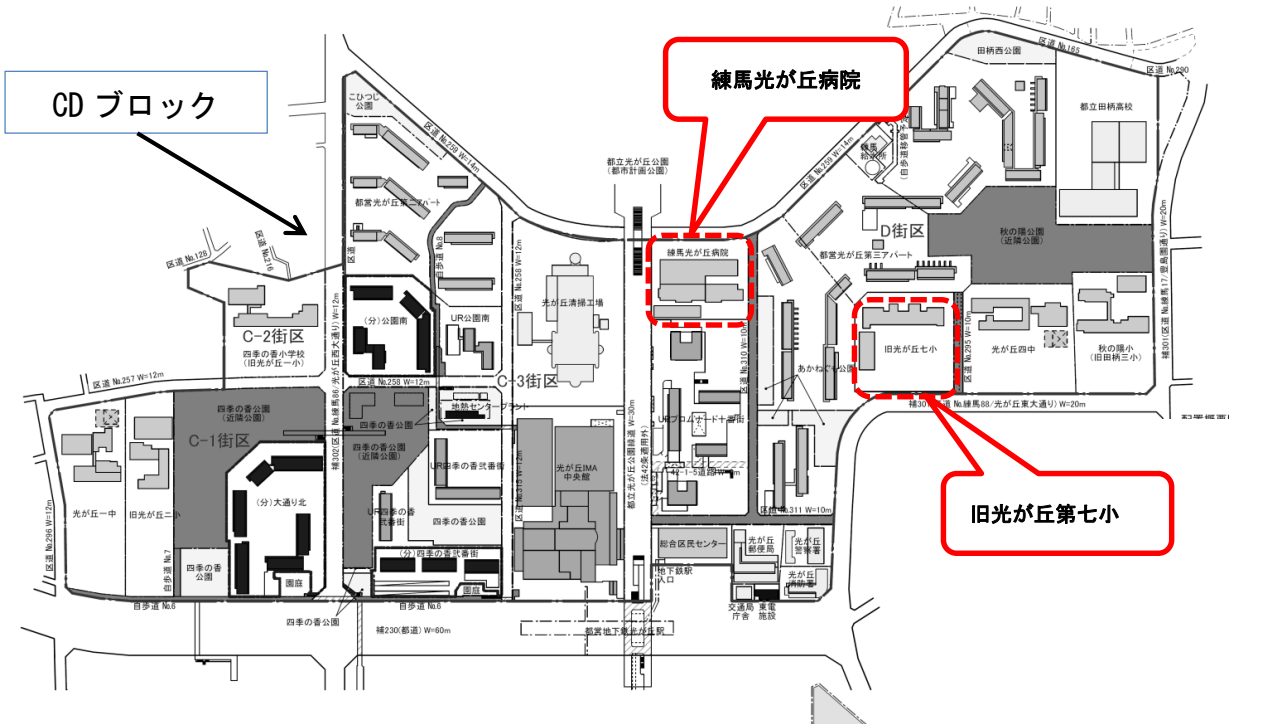
2 光が丘地区一団地認定にかかる現況と課題

- (1) 光が丘地区は大通りから南側のブロックと北側のブロックの 2 つの区域に分け、それぞれの区域を 1 つの敷地とみなし、建ぺい率、容積率等の制限を適用する一団地認定を受けている。(裏面参照)
- (2) 将来的な団地の建替えに先駆けて、病院の建替えが必要となっている。
- (3) 建替えにあたっては区域内関係権利者の理解が不可欠である。

3 建替えに向けた今年度の対応

- (1) 建替えに向けた基礎調査の実施
- (2) 練馬光が丘病院との協議
- (3) 区域内分譲住宅の各管理組合ほか関係権利者との協議および地域への説明

光が丘地区 一団地認定区域図



認定